

＜青森みちのく＞結婚・子育て資金贈与専用口座

2025年4月1日現在適用中

1. 商 品 名	・＜青森みちのく＞結婚・子育て資金贈与専用口座
2. ご利用いただける方	・直系尊属（祖父母や親など）と、書面による結婚・子育て資金の贈与契約を締結している 18 歳以上 50 歳未満の個人のお客さまで、贈与する日の属する年の前年の合計所得金額が 1,000 万円を超えていない方。
3. 取扱店	・全店（ローンプラザ・ローンデスク・あおもりネット支店を除く） ※その後の諸手続きは、口座開設店のみで受付いたします。
4. お取扱期間 (1) 口座開設・お預入れ (2) お引き出し	下記の対象取引により取扱期間が異なります。 ・2027 年 3 月 31 日まで ・結婚・子育て資金管理契約が終了するまで（後記 9. 参照）
5. お預け入れ方法 (1) 口座開設 (2) お預け入れ方法 (3) お預け入れ金額 (4) お預け入れ単位	・口座開設時に結婚・子育て資金管理契約を締結いただきます。 ・あらかじめ書面にて贈与者と受贈者との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます。 ・口座開設店の窓口でお預け入れいただけます。振込ではお預け入れできません。 ・預入対象資金は、本制度の適用を受ける目的の結婚・子育て資金に限定し、贈与契約日から 2 ヶ月以内に本口座へお預け入れいただく必要があります。 ・1 円以上 1,000 万円以下 ・1 円単位
6. 払戻方法	・口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 ・結婚・子育て資金のお支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出いただく必要があります。 ・贈与税非課税の適用を受けるには結婚・子育て資金のお支払後 1 年以内に、当該結婚・子育て資金の領収書等を当行へご提出いただいた上で、本口座よりお引き出しいただく必要があります。 ・ご提出いただく領収書等は記載された支払年月日から 1 年を経過する日までのものが有効となります。1 年経過後の領収書等によるお引き出しはできません ・お引き出しは結婚・子育て資金のお支払いに限定されます。
7. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・普通預金の店頭表示金利を適用いたします。 (金利は「インフォメーションボード」に表示しております。) ・毎年 2 月と 8 月の第二金曜日の翌日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人の方の場合、利息は「利子所得」として、原則課税されます。 (2037 年 12 月 31 日まで、復興特別所得税が付加されることにより、一律 20.315% の源泉分離課税となります。)

8. 手 数 料	・ 無料 ※振込手数料等は当行所定の手数料をご負担いただきます。
9. 口座の解約	以下のいずれか早い日に結婚・子育て資金管理契約は終了します。 その場合預金口座はご解約いただきます。 (1) 預金者（お孫さま等）が 50 歳に達した場合 ※50 歳となる誕生日の前日で 50 歳とみなします。 (2) 預金者（お孫さま等）が亡くなられた場合 (3) 残高が 0 円となり、預金者（お孫さま等）と当行で特約終了の合意があった場合
10. 贈与者死亡時の 取扱い	・ 契約期間中に贈与者が亡くなられた際、結婚・子育て資金の支払に充てられていなかった残額がある場合、相続などにより取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。 ・ 2021 年 4 月以降のお預け入れ分について相続税が課税される場合で、預金者が贈与する方のお子さま以外（お孫さまなど）である場合には、残額に対応する部分の相続税が 2 割加算の対象となります。
11. 付加できる 特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となる方はマル優のご利用ができます。
12. その他参考と なる事項	(1) この預金は、「普通預金規定」および「結婚・子育て資金贈与非課税措置に関する特約」によりお取り扱いいたします。 (2) キャッシュカードや A T M はご利用できません。 また、インターネットバンキングはご利用できません。 (3) 給与、年金などの自動受取口座、公共料金、各種料金などの自動支払口座としてご利用できません。 (4) お一人さまにつき 1 口座のみの開設となります。 (5) 当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等は開設できません。 (6) 口座開設店以外でのお預入れ、お引出しはできません。 (7) この預金は預金保険の対象となります。

当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--